2012年9月会合のコード委員会報告書に対する日本のコメント

コメント一覧

- 1. 総論コメント
- 2. OIE 陸生動物衛生コードの役割の明確化
- 3. OIE 動物疾病・病原体通報アドホックグループ会合の報告書(付録 VII)
- 4. 第7.X 章-アニマルウェルフェアと肉養鶏生産システム (付録 XVII)
- 5. 第7.9 章 アニマルウェルフェアと肉用牛生産システム(付録 XVIII)
- 6. 第 8.13 章 旋毛虫感染症 (付録 XXI)
- 7. 蜂の疾病 (付録 XXIV)

注

以下の個別コメントにおいては、挿入の提案は \underline{r} , 削除の提案は \underline{n} り消し線で示しています。日本が提案した挿入又は削除は、灰色に網かけされています。

1. 総論コメント

陸生動物衛生規約委員会(TAHSC)並びに関連作業部会及びアドホックグループに対して、これまでの作業に謝意を表し、TAHSCに対して、陸生動物衛生コード改正案にコメントを提供する機会を与えてくれたことに感謝します。

我々は、OIE コードの質を高めるためには、加盟国が OIE コードの作成に積極的に 参加することが重要であると考えます。加盟国の関与を奨励するためには、その議論の 透明性と加盟国とのコミュニケーションが重要です。この点で、TAHSC の報告書は向上しましたが、今般の TAHSC の報告書は、その結論のみが言及されており、加盟国の コメントの採用又は不採用についての理由が欠如しています。

したがって、日本は、TAHSCに対して、その判断の理由及び科学的背景を報告書の中に記載するよう再度求めます。

2. OIE 陸生動物衛生コードの役割の明確化

個別コメント

日本は、現行のユーザーズガイドに対して、それほど懸念しておりません。しかしながら、その改正文が採決される場合には、通常の手続きを経て、問題点が明確化されるべきであり、書面コメントが一度も求められたことのない文書が、直近の総会での採決に向けて提案されるべきではありません。

3. OIE 動物疾病・病原体通報アドホックグループ会合の報告書 (付録 VII)

総論コメント

日本は、当該アドホックグループのこれまでの作業に敬意を表します。しかしながら、 我々は、その提案を支持しません。OIE リスト疾病は、OIE コード及びマニュアルの 基礎であり、リスト疾病から除外された場合には、我々が、その国際的重要性を見逃す 懸念があることから、より慎重な議論をすべきです。

当該アドホックグループは、各動物種(牛、豚及び鳥等)及び各科学領域(ウイルス学、細菌学及び寄生虫学等)に関する専門知識並びに地理的バランスを欠いていることから、日本は、それらを考慮した新たなメンバーから構成されるアドホックグループを

招集するよう OIE に提案します。現在のアドホックグループは、主として、疾病通報と疫学の専門家から構成され、7名のメンバーのうち5名はヨーロッパから選定されています。

我々は、各疾病の OIE リスト疾病の適否に関する議論に先立ち、TAHSC 及びアドホックグループが、リスト疾病基準の以下の用語の解釈を明確化すべきであると提案します。 すなわち

- -国際的感染拡大(international spread)
- -清浄性 (freedom)
- -深刻な結果 (severe consequences)
- 一高い (significant)
- -罹病率 (morbidity)
- 一死亡率 (mortality)
- ー信頼できる検出及び診断方法(reliable means of detection and diagnosis)です。

当該用語に関する共通の理解がなければ、我々が、共通の結論に達することはありません。特に指摘しておきたいことは、各疾病の評価においては、「信頼できる検出及び診断方法」の用語を、感受性及び特異性に基づいてはっきりと明確化する必要があり、そのような明確化なくして、潜伏感染状態の動物に対する「正確な診断法」がないことを理由に、リスト疾病からの削除を勧告することは不適切であるということです。

また、当該用語の明確化に当たっては、以下の事項を十分に議論し、明確化すべきです。すなわち、

- 一地球温暖化が進行している中で、ベクター介在疾病の「国際的感染拡大」をどのよう に評価するか。
- -現行リストに含まれていない疾病をリスト疾病に新たに追加する場合の「清浄性」を どのように評価するか。
- 一持続性感染症の「罹病率」をどのように考えるか。です。

我々は、豚水胞病及び水胞性口炎をリスト疾病から除外すべきとの結論に大きな懸念を抱いています。口蹄疫の診断にとって、これらの疾病との類症鑑別は重要です。現行の基準を用いることによって、当該結論が導かれるのであれば、国際社会が OIE にイニシアチブを発揮することを期待している国際的な口蹄疫防疫にとって深刻な問題をもたらすことになり、したがって、これらの疾病がリストから除外されることがないように当該基準を見直し及び修正すべきです。

リスト疾病から疾病が除外されることは、当該疾病の撲滅に向けた対策を進めている 各加盟国の努力に水を差すことになりかねません。したがって、「少なくとも1国が、

当該疾病の清浄化に差し迫っている」の基準について、短期的には撲滅の見込みはないものの、撲滅に向けて長期的な計画を進めている国は、当該疾病の清浄化に差し迫っていることが立証されている国であると解釈し、当該疾病は基準を満たしているとみなすべきです。

個別コメント

上述のとおり、日本は、当該アドホックグループが提案している 16 疾病の OIE リスト疾病からの除外には反対の立場です。加えて、各疾病に対する当該アドホックグループの除外理由には、以下のとおり具体的懸念を持っています。

牛カンピロバクター症:

日本は、当該疾病のリスト疾病からの除外には反対です。当該アドホックグループは、清浄性を主張している国が、その宣言を正当化する防疫プログラムを有していないことから、清浄国とみなすことができないとの理由で、リスト疾病からの除外を勧告しました。しかしながら、国の疾病の清浄性は、科学委員会で議論されるべきであり、当該アドホックグループは、OIEからそのことを議論することを委任されておりません。

牛白血病:

日本は、当該疾病のリスト疾病からの除外には反対です。当該アドホックグループは、 当該疾病が高い罹病率を示さないことを理由にリスト疾病からの除外を勧告しました。 しかしながら、当該疾病の感染がまん延していることは、OIEのデータから明らかです。 当該疾病は、感染率が高く、臨床症例では死の転帰をとることから畜産業界にとって重要であり、当該疾病がリスト疾病から除外されることがないように「高い罹病率」の考え方を整理すべきです。

出血性敗血症:

日本は、当該疾病のリスト疾病からの除外には反対です。当該アドホックグループは、 当該疾病が家畜又はその生産物の移動を通じて国際的に感染拡大しないことを理由に リスト疾病からの除外を勧告しました。しかしながら、コード委員会が指摘しているよ うに、当該疾病は、生きた動物の移動によって感染拡大する重篤な越境性感染症です。

伝染性ファブリキウス嚢病(ガンボロ病):

日本は、当該疾病のリスト疾病からの除外には反対です。当該アドホックグループは、 当該疾病が有効な防疫措置により罹病率・死亡率が低いことを理由にリスト疾病からの 除外を勧告しました。しかしながら、有効な防疫措置(ワクチン等)の有無は、リスト 疾病の基準にはありません。

ニパウイルス感染症:

日本は、当該疾病のリスト疾病からの除外には反対です。当該アドホックグループは、 当該疾病の生きた動物、その生産物又は媒介物を介した国際的な感染拡大が証明されて いないことを理由にリスト疾病からの除外を勧告しました。しかしながら、当該疾病が、 マレーシア・シンガポール間及びインド・バングラデシュ間での感染豚の輸送によって 感染拡大したことが報告されています(Field *et al.*, 2001 and Snary *et al.*, 2012)。

ヨーネ病:

日本は、当該疾病のリスト疾病からの除外には反対です。当該アドホックグループは、 当該疾病に正確な診断法がないことを理由にリスト疾病からの除外を勧告しました。し かしながら、糞便からの菌培養並びにOIEマニュアルに記載されているCF及びELISA による抗体検出のみならず、リアルタイムPCRなどの検査法があります。当該疾病の ELISAキットも市販されています。一方で、当該疾病は、それに対する措置を実施し ない場合には、広くまん延し、畜産に深刻な影響を与えます。

スクレイピー:

日本は、当該疾病のリスト疾病からの除外には反対です。当該アドホックグループは、 当該疾病が高い罹病率又は死亡率を示さないことを理由にリスト疾病からの除外を勧 告しました。しかしながら、国際社会が OIE に対してプリオン病の予防及び管理のイ ニシアチブを発揮するよう期待していることを考慮すると、当該疾病がリスト疾病から 除外されることがないように、潜伏期間が長い疾病の「罹病率」の考え方を整理すべき です。

豚水胞病:

日本は、当該疾病のリスト疾病からの除外には反対です。総論コメントでも言及したとおり、当該疾病は口蹄疫と同様の臨床症状を呈し、検査室での検査なしでは口蹄疫と区別できないことから、口蹄疫の予防及び管理にとって当該疾病のリスト化は重要です。口蹄疫を豚水胞病と誤診することによって、口蹄疫の国内及び国際的な流行が起きることもあります。豚水胞病の発生が、獣医サービスの口蹄疫防疫を妨げることもあります。

伝染性胃腸炎:

日本は、当該疾病のリスト疾病からの除外には反対です。当該アドホックグループは、 診断できる診断法がないことと、ワクチンによって容易に防疫できることを理由にリス

ト疾病からの除外を勧告しました。しかしながら、当該疾病は、疫学情報に加えて、遺伝子検査を併用することによって診断可能であり、迅速診断キット及び抗体識別 ELISA も市販されています。当該アドホックグループは、有効なワクチンの存在について言及していますが、ワクチンの有無はリスト疾病の基準ではありません。

水胞性口炎:

日本は、当該疾病のリスト疾病からの除外には反対です。総論コメントでも言及した とおり、当該疾病は口蹄疫と同様の臨床症状を呈し、検査室での検査なしでは口蹄疫と 区別できないことから、口蹄疫の予防及び管理にとって当該疾病のリスト化は重要です。

4. 第7.X 章-アニマルウェルフェアと肉養鶏生産システム(付録 XVII)

個別コメント

第7.X.5条

第7.X.5.条 推奨事項

- 1. 防疫措置と動物衛生
- a) 防疫措置と疾病予防

第6.4章の推奨事項に従うものとする。

防疫措置とは、群れを一定の健康状態に維持し、特定の感染源の侵入(又は排出)を防ぐために設計された一連の措置を意味する。

防疫措置の計画は、疾病リスクに応じて、これに相当する陸生動物コードの OIE リスト疾病の章の推奨事項に従って、実行すべきである。

防疫措置の計画は、望ましい群れの健康状態とそれぞれの肉用鶏の疫学集団に特有の現在の疾病リスク(地域性、外来性あるいは越境性)に応じて、これに相当する陸生動物コードの OIE リスト疾病の章の推奨事項に従って、設計及び実行すべきである。

これらの計画は疾病及び病原体の主な伝播経路を管理すべきである。すなわち、

- a) 他の家きん、飼育された及び野生の動物及び人間からの直接感染
- b) 器具、施設および運搬資材などの媒介物
- c) ベクター (例えば、節足動物及び小型げっ歯類)
- d) エアロゾル
- e) 水の供給
- f) 飼料

(結果から)福祉の状態を測り得る所見:疾病、代謝疾患及び寄生虫感染の発生率、死亡率、 並びに成績

b) 動物衛生管理<u>、</u>子防的投薬<u>及び</u>子獣医学的治療

• • • •

責任者は、<u>病気、</u>体調不良あるいは苦悩の原因を特定あるいは改善できない、あるいは通報対象のリスト疾病の存在を疑う場合、家きんの獣医師あるいは他の資格を有する助言者などの訓練を受け経験のある者から助言を求めるべきである。獣医学的治療は資格のある獣医師によって処方されるべき。

• • • •

ワクチン及びその他の投与治療は、<u>獣医師又はその他の専門家の助言に基づき、肉用鶏の福祉を考慮しながら、</u>その手順に習熟した<u>有資格</u>者によって、肉用鶏の福祉を考慮しながら実施されるべき。

(理 由)

第a号に関して、日本は、第2及び第3節の重複、さらに、第a号の全記述が第6.4章と重複していることから、これを簡潔な参照に置き換えた方が良いことを指摘します。 第b号に関して、当該文を肉用牛生産システムの記述とそろえるため更に修正することを提案します。

第7.X.5条

推奨事項

. . .

2. 環境及び管理

. . .

m) (肉用鶏の) 取扱いと検査

肉養鶏は、少なくとも1日 $\underline{1 \cdot 2}$ 回は検査を受け、その頻度は、当該肉養鶏の状態に応じて増加されなければならない。検査は、主に3つを目的とする: $\underline{1 \cdot 2}$ 病気もしくは怪我をした肉用鶏を特定し、治療または殺処分する、 $\underline{2 \cdot 2}$ 群れにおける福祉又は健康上の問題を見つけ出し、改善する(例えば、飼料及び水の供給関連、気温、換気、敷料の質)、 $\underline{3 \cdot 2}$ 死亡した肉用鶏を取り除く。

(理 由)

肉養鶏は、飼養環境が変化した後や極端な暑熱・寒冷時に検査頻度を増加させるなど、 その状態に応じて柔軟に取り扱う必要があります。防疫上の観点からは、鶏舎への立入 りは最小限にするべきです。

5. 第7.9 章 - アニマルウェルフェアと肉用牛生産システム (付録 XVIII)

第 7.9.5 条

推奨事項

..

3. 管理

. . .

繋がれた牛は、最小限、横臥、転回及び歩行が可能でなければならない。

(理 由)

「転回及び歩行可能」であることが、あまりに制限的過ぎることから、提案された文面は、必ずしも屋内飼育に適用できるものではありません。

繋留式の舎飼いは、個体管理ができる利点があり、当該章の他の部分で推奨されているように適切に管理されている限り、牛の福祉に貢献しうるものです。牛の能力や状態に応じた管理ができるよう、農家は牛を近くで容易に観察できます。牛は管理された環境下で、社会的相互作用による問題がなく(他の牛に邪魔されることなく)、十分な飼料を摂取できます。繋留式の舎飼いは、牛が繋がれているという理由だけで、制限されるべきではありません。

肉用牛と乳用牛は、科学的には同一の種(bos taurus)に属します。日本の肉用牛生産 方式は、繋留式牛舎で飼養されている乳用牛同様に集約的管理を必要とします。土地資 源に制約のあるアジアにおいて、繋ぎによる舎飼いは、農村で一般的な生産方法です。

動物福祉の世界基準は、これまで OIE アニマルウェルフェア作業部会及び OIE 総会で繰り返し提唱されてきたように、結果(動物の状態)を指標とする基準を用いた柔軟性があるものとすべきです。日本はまた、昨年、この生産システムの章が OIE 加盟国全ての異なる意見を考慮して採択されたことも指摘します。当該コードの規定は、世界中のすべての生産システムに適用可能であるべきです。

屋外に限定した提案であれば、受け入れ可能です。しかしながら、屋内飼育について 規定するならば、それは乳用牛の規定に準じるべきです。

(代替案)

<u>屋外で繋がれた牛は、最小限、横臥、転回及び歩行が可能でなければならない。</u> 屋内で繋がれた牛は、第 XX 章の乳用牛と同様の方法で飼育されなければならない(検討中)

6. 第 8.13 章 - 旋毛虫感染症(付録 XXI)

個別コメント

第 8.13.4 条

統制管理条件下で飼育される家畜豚の旋毛虫感染症の無視できるリスクのコンパートメントを設 定するための前提基準

統制管理条件下で飼育される家畜豚の旋毛虫感染症の無視できるリスクのコンパートメント は、当該国において以下の基準が有効に満たされてはじめて設定することができる。

- 1) 感受性動物のすべての種の旋毛虫感染症が、当該領土全体で届出対象であり、旋毛虫感染症の発生に関する伝達手続きが、獣医当局と公衆衛生当局の間で設定されていること。
- 2) 獣医当局が、すべての家畜豚に対する最新情報及び権限を有していること。
- 3) 獣医当局が、野生の感受性種の分布に関する最新の知識を有していること。
- 4) 家畜豚の個体識別及びトレーサビリティシステムが、第 4.1 章及び第 4.2 章の規定に従い、 実施されていること。
- 5) 人の消費のために捕獲された野生動物の肉を追跡するための適切な規定が施行されていること。
- 6) 評価された疫学状況に適用され、家畜豚の旋毛虫感染症の有無(関連する場合には、遺伝子型を含む)及び感染経路を検出することができるサーベイランスが実施されていること。

第 8.13.5 条

統制管理条件下で飼育される家畜豚の旋毛虫感染症の無視できるリスクのコンパートメント

以下の条件が満たされた場合には、コンパートメントは、統制管理条件下で飼育される家畜豚 の旋毛虫感染症の無視できるリスクを有すると公式に認定することができる。

- 1) 当該コンパートメントのすべての群が第8.13.3条の条件を遵守していること。
- 2) 少なくとも 24 カ月間、第 8.13.4 条に記載される基準が遵守されていること。<u>獣医当局が当該コンパートメントのすべての家畜豚に対する最新情報及び権限を有し、それの個体識別及びトレーサビリティシステムが、第 4.1 章及び第 4.2 章の規定に従い、実施されていること。</u>
- 3) <u>評価された疫学状況に適用され、家畜豚の旋毛虫感染症の有無(関連する場合には、遺伝子型を含む)及び感染経路を検出することができるサーベイランスプログラムによって、当該コンパートメントに旋毛虫感染症がないことが証明されていること。</u>
- 4) コンパートメントが設定された場合には、第8.13.3条の遵守を確保するため、当該コンパートメント内のすべての群に対する、それに続く監査プログラムが実施されていること。

5) 当該監査が、第8.13.3条に記載される基準の一以上の遵守に欠けていることを明らかにし、 獣医当局が、これがバイオセキュリティの重大な不履行であると決定した場合には、当該関 係群は、遵守が再確立されるまで、当該コンパートメントから除外されるものとすること。

(理 由)

提案された改正章によると、当該コンパートメントの設置を望む国は、コンパートメントの条件のみならず、国の前提基準を満たすことが求められています。しかしながら、コンパートメントの基準は、本来、国に対するものではなく、コンパートメントそれ自体の条件として規定されるべきである。領土全体の国の制度に関する条件を、コンパートメントの前提基準として規定することは不適切です。

第 8.13.5 条第 1 号は、国の要件であり、それを各コンパートメント設定の前提として適用することは不合理です。

第 8.13.5 条第 3 号について、コンパートメントは、適切なバイオセキュリティ措置によって外界からの当該病原体の侵入が予防されていることが前提で設定されていることから、獣医当局が、当該コンパートメントの外に生息する野生動物の分布に関する最新情報を有していることを要求することは不合理です。

第 8.13.5 条第 5 号について、当該コンパートメントに無縁の野生生物の肉の流通管理を求めることは不合理です。コンパートメントは、外界からの病原体の侵入予防及びその現在の衛生状態の把握に対して認定されるべきです。

第 8.13.6 条

家畜豚の肉又は肉製品の輸入に関する勧告

輸入国の獣医当局は、当該肉又は肉製品の全積荷が、次の条件を満たすことを証明する国際獣 医証明書の提示を求めるものとする。

1) 肉の衛生実践コーデックスコード (CAC/RCP58-2005) に従い、生産されたこと。 及び

2)

a) 第8.13.5条に従う旋毛虫感染症の無視できるリスクのコンパートメントで生産された家畜 豚に由来すること。

又は

b) 歴史的に清浄な群又はサーベイランス[検討中]によって清浄性が証明された清浄群に由来する を を を を を を を と で で で で で で で に の で に の で に の で に の で の で に の で の に の に の に の に の に の に の に の の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に の に の の に 。 に 。 由来すること。

又は

c) コーデックスの勧告に従い旋毛虫幼虫を確実に不活化する処理がされていること。

第 8.13.8 条

家畜馬の肉又は肉製品の輸入に関する勧告

輸入国の獣医当局は、当該肉又は肉製品の全積荷が、次の条件を満たすことを証明する国際獣 医証明書の提示を求めるものとする。

- 1) 肉の衛生実践コーデックスコード (CAC/RCP58-2005) に従い、生産されたこと。 及び
- 2) 歴史的に清浄な群又はサーベイランス[検討中]によって清浄性が証明された清浄群に由来する <u>陸生マニュアルに記載された旋毛虫幼虫の検出のための消化法によって陰性の</u>家畜馬に由来 すること。

(理 由)

輸出されるすべての家畜の検査を輸出国に求める当該勧告は、当該肉及び肉製品の国際貿易にとって重大な障壁となります。また、当該検査は、大きな費用と労働力を必要とするものでありますが、そのリスク削減効果は疑問であり、また、当該家畜は普通、群で管理され、胞嚢幼虫に汚染された共通の飼料の摂取を通じて当該寄生虫に感染することから、その費用対効果は低いにちがいありません。

したがって、日本は、TAHSCに対して、上記の修正を提案し、さらに、豚・馬群の陰性結果を確認するサーベイランス戦略を作成するよう提案します。これらの条文の当該肉及び肉製品の国際貿易に与える重大な影響に考慮して、当該条文は、所定の2年間の手続きにより当該サーベイランス戦略に関する新しい条文が採決されるまで、検討中とするべきです。なお、日本では、家畜の旋毛虫感染症は、一度も確認されておりません。

7. 蜂の疾病 (付録 XXIV)

総論コメント

日本は、最新の知見に基づき再評価を行い、蜂疾病に関連するすべての章の改正案を 作成した TAHSC 及び当該アドホックグループの努力に敬意を表し、以下の個別コメン トを除き、全般的には、提案された改正文を支持します。

個別コメント

第9.1章 蜜蜂のアカリンダニ寄生症

第 9.1.4 章

アカリンダニの清浄の国又は地域・コンパートメント (検討中)

. . . .

2. 撲滅プログラムの結果としての清浄ステータス

. . . .

e) (検討中) 当該国若しくは地域・コンパートメント(検討中)の中に、セイヨウミツバチ若しくはその他の宿主になり得る種<u>蜜蜂属の種の</u>野生若しくは自活化した野生化群がいないこと、又は蜜蜂属の種の野生若しくは自活化した野生化群に対する当該疾病が当該国又は地域に存在する証拠がないことを立証する継続的なサーベイランスプログラムがあること;

第9.2章 蜜蜂のアメリカ腐蛆病菌感染症

第 9.2.4 章

アメリカ腐蛆病の清浄の国又は地域・コンパートメント (検討中)

. . . .

2. 撲滅プログラムの結果としての清浄ステータス

. . . .

e) (検討中) 当該国若しくは地域・コンパートメント(検討中)の中に、セイヨウミツバチ若しくはその他の宿主になり得る種<u>蜜蜂属の種の</u>野生若しくは自活化した野生化群がいないこと、又は蜜蜂属の種の野生若しくは自活化した野生化群に対する当該疾病が当該国又は地域に存在する証拠がないことを立証する継続的なサーベイランスプログラムがあること;

第9.3章 蜜蜂のヨーロッパ腐蛆病菌感染症

第 9.3.4 章

ヨーロッパ腐蛆病の清浄の国又は地域・コンパートメント (検討中)

. . . .

2. 撲滅プログラムの結果としての清浄ステータス

. . . .

e) (検討中) 当該国若しくは地域・コンパートメント(検討中)の中に、セイヨウミツバチ若しくはその他の宿主になり得る種<u>蜜蜂属の種の</u>野生若しくは自活化した野生化群がいないこと<u>、又</u>は蜜蜂属の種の野生若しくは自活化した野生化群に対する当該疾病が当該国又は地域に存在する

証拠がないことを立証する継続的なサーベイランスプログラムがあること;

第9.5章 蜜蜂のミツバチトゲダニ寄生症

第 9.5.4 章

ミツバチトゲダニの清浄の国又は地域・コンパートメント (検討中)

. . . .

2. 撲滅プログラムの結果としての清浄ステータス

. . . .

e) (検討中) 当該国若しくは地域・コンパートメント(検討中)の中に、セイヨウミツバチ若しくはその他の宿主になり得る種<u>蜜蜂属の種の</u>野生若しくは自活化した野生化群がいないこと、又は蜜蜂属の種の野生若しくは自活化した野生化群に対する当該疾病が当該国又は地域に存在する証拠がないことを立証する継続的なサーベイランスプログラムがあること;

第9.6章 蜜蜂のバロア寄生症

第 9.6.4 章

バロアの清浄の国又は地域・コンパートメント (検討中)

. . . .

2. 撲滅プログラムの結果としての清浄ステータス

. . . .

e) (検討中) 当該国若しくは地域・コンパートメント(検討中)の中に、セイヨウミツバチ若しくはその他の宿主になり得る種<u>蜜蜂属の種の</u>野生若しくは自活化した野生化群がいないこと、又は蜜蜂属の種の野生若しくは自活化した野生化群に対する当該疾病が当該国又は地域に存在する証拠がないことを立証する継続的なサーベイランスプログラムがあること;

(理 由)

野生又は野生化した蜜蜂群に対する有効なサーベイランスの基準又はサーベイランス戦略がいまだコードに規定されておらず、各国が実施するサーベイランスは、当該国に物理的、人的及び財政的に大きなリソースを課すにも関わらず、信頼性が伴わないことから、当該条件は現時点で不適切です。